

平成24年行政事業レビューシート

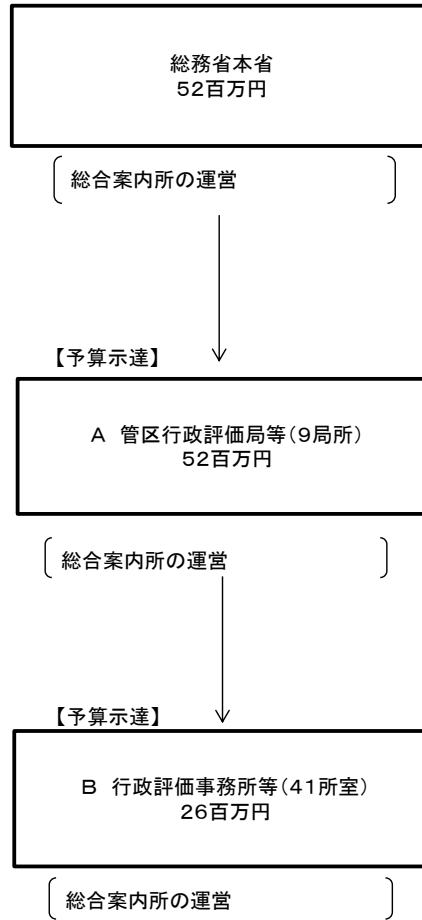
(総務省)

<b>事業名</b>	行政管理実施事業(管区行政評価局)	<b>担当部局庁</b>	行政管理局	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成13年度	<b>担当課室</b>	企画調整課	課長 山下 哲夫			
<b>会計区分</b>	一般会計	<b>施策名</b>	I-2 適正な行政管理の実施				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	○総務省設置法第4条第9号から第10号及び第99号 ○行政機関情報公開法第22条第2項 ○独立行政法人等情報公開法第23条第2項 ○行政機関個人情報保護法第47条第2項 ○独立行政法人等個人情報保護法第46条第2項	<b>関係する計画、通知等</b>	行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底について(H17.4.28総務省行政管理局長通知)等。				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	行政の透明性向上と信頼性確保のため、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。						
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	<p>各府省等の保有する行政文書等は膨大であり、国民が情報公開法・行政機関個人情報保護法に基づく開示請求等を行う際の利便性を向上させ、また、同制度の支援を図るため、総務省の地方支分部局に置く総合案内所において、両法に基づく開示請求手続等の教示、各開示請求窓口の教示、制度の広報活動等を行うもの。</p> <p>また、行政刷新担当大臣が主宰する行政透明化検討チームにおいて国の情報公開制度の見直しが進められ、そのとりまとめ結果を受けて、第177回国会に国民の知る権利を保障するための抜本的な情報公開法改正案が提出されており、同法案が可決・成立した後は、同案内所を通じ同法の周知・普及の徹底を図る必要がある。</p> <p>※ 総合案内所は、情報公開法第22条第2項等に基づき、法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所として整備されたものである。</p>						
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	64	64	63	59	59
		補正予算	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0		
		計	64	64	63	59	59
	執行額	54	52	52			
執行率(%)	84%	81%	83%				
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	<b>成果指標</b>		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	総合案内所は情報公開法等の開示請求手続等の案内を行うものであるため、成果目標を挙げるとすれば、各法に基づく開示請求等件数が考えられる。	成果実績	件	公開法:75,899 保護法:78,836	公開法:91,006 保護法:76,727	調査中	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	<b>活動指標</b>		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	・[総合案内所50か所]×[年間の開設日]。 ※ 総合案内所は情報公開法等に基づき整備するもので、国民の利便性を勘案し原則都道府県ごとに1か所整備(全国に50か所)。整備目的からみて、国民が身近に開示請求に係る照会等が行える窓口が全国で毎日開設されていることが重要なので、上記の活動指標とした。	活動実績 (当初見込み)	日・か所	12,100	12,150	12,200	12,250
<b>単位当たりコスト</b>	4,290 (円/日・か所)	算出根拠	単位当たりコストは総合案内所1か所1日当たりの運営費であり、平成23年度執行額を活動実績(日・箇所)で除したものの。				
平成24・25年度予算内訳	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	職員旅費	1	1				
	委員等旅費	1	1				
	情報処理業務庁費	57	57				
	計	59	59				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	情報公開法は、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的としている。また、行政機関個人情報保護法は、個人の権利利益を保護することを目的としている。このように両法は開かれた政府を実現するための重要な行政基盤であり、その円滑な運用は国自らが行う必要がある。 また、積極的な情報公開や情報公開法の改正は現政権のマニフェストに明記され、国が実施すべき優先度の高い施策である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	費目・使途は、情報公開・個人情報保護制度に関する国民の利便性向上及び同制度の普及を図るための総合案内所の運営に必要なものに限定している。また、一般競争入札等により効率的な執行を行っている。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	広く国民に対し、案内窓口を設け直接教示等を行うことは、国民の利便性向上、制度の普及を図る上で有効と考える。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	上記のとおり、両法は開かれた政府を実現するための重要な行政基盤であり、国民に開示請求等が円滑に利用されるよう、総合案内所において、引き続き、開示請求手続等の教示、各開示請求窓口の教示、制度の広報活動等を行い、情報公開・行政機関個人情報保護制度に関する国民の利便性の向上及び同制度の普及を図る。 また、第177回国会に国民の知る権利を保障するための情報公開法改正案が提出されており、同法案が可決・成立した後は、同案内所を通じ同法の周知・普及の徹底をさらに図る必要があると考える。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	更なる経費の効率化を図るべき		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	既存経費については、昨年度に引き続き、複数の見積り等による精査を行った。		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0165	平成23年行政事業レビュー	0165

※平成23年度実績を記入

資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

A. 関東管区行政評価局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
情報処理業務庁費ほか	管内行政評価事務所分経費	9.56			
職員旅費	情報公開・個人情報保護訴訟連絡会議	0.002			
委員等旅費	情報公開・個人情報保護研修会	0.002			
情報処理業務庁費	総合案内所運営費	3.27			
計		13	計		0
B. 東京行政評価事務所			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
職員旅費	総合案内所管理者会議	0.002			
委員等旅費	総合案内所管理者会議等	0.003			
情報処理業務庁費	総合案内所運営費	3.07			
計		3	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト

### A. 管区行政評価局等(9局所)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東管区行政評価局	総合案内所の運営	12.8		
2	近畿管区行政評価局	総合案内所の運営	7.8		
3	中部管区行政評価局	総合案内所の運営	6.4		
4	中国四国管区行政評価局	総合案内所の運営	5.9		
5	九州管区行政評価局	総合案内所の運営	5.4		
6	東北管区行政評価局	総合案内所の運営	5.2		
7	四国行政評価支局	総合案内所の運営	3.5		
8	北海道管区行政評価局	総合案内所の運営	3.1		
9	沖縄行政評価事務所	総合案内所の運営	2.3		
10	(該当なし)				

### B. 行政評価事務所等(41所室)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京行政評価事務所	総合案内所の運営	3.07		
2	千葉行政評価事務所	総合案内所の運営	2.91		
3	神奈川行政評価事務所	総合案内所の運営	2.89		
4	石川行政評価事務所	総合案内所の運営	2.69		
5	岡山行政評価事務所	総合案内所の運営	2.45		
6	兵庫行政評価事務所	総合案内所の運営	2.37		
7	京都行政評価事務所	総合案内所の運営	2.35		
8	熊本行政評価事務所	総合案内所の運営	2.19		
9	福島行政評価事務所	総合案内所の運営	2.08		
10	長野行政評価事務所	総合案内所の運営	0.16		